



平成 28 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥ
 代表者名 代表取締役社長 藤田 恭嗣
 (コード番号 3678 東証第一部)
 問合せ先 取締役経営企画室長 山本 治
 (電話番号 03-5358-7787)

第三者割当による第 15 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 7 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第 15 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行について決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 4 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	10,590 個（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 3,303 円（総額 34,978,770 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,059,000 株
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,500,770,770 円（差引手取概算額：） （内訳）新株予約権発行による調達額：34,978,770 円 新株予約権行使による調達額：1,469,892,000 円 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行費用の概算額を差し引いた金額となります。又、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得して消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額及び	1 株当たり 1,388 円（固定）

行使期間	平成 28 年 4 月 26 日から平成 31 年 4 月 25 日まで（3 年間）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社 F I B C に割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、株式会社 F I B C との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 25 年 11 月に東証マザーズに上場後、電子書籍事業の順調な拡大とともに、電子図書館プラットフォーム世界最大手米国 OverDrive 社との戦略的業務提携や、海外流通展開の布石となる LINE、講談社、小学館との合弁会社「LINE Book Distribution」の設立など、将来に向けた積極的な事業展開を推進してきました。また、平成 28 年 2 月には東証一部への市場変更を実現したことで、更なる信用力・知名度の向上を確保できたものと考えております。

「マンガ」を中心に国内市場が急成長を続けるとともに、著作権法改正や TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）などによる海賊版撲滅の動きが強まりつつある海外市場への注目が高まり、国内同様に大きな市場拡大が期待されています。そのため、当社は平成 27 年 11 月には当社の事業における基幹システムである「md-dc」の増強を図り今後のボーダレスな電子書籍流通を担っていく事業基盤を整えてきましたが、成長市場の中で当社の市場シェアを維持、拡大していくためには、これまで以上の成長スピードが必要であると考えています。

そのため、今後は高い技術力や優秀な人材、優れたノウハウ、ソリューションを持った会社や、当社の流通量拡大につながる電子書籍配信会社などに対し積極的な M&A や資本提携を行い、システム開発力やサービスラインナップの強化や取引ネットワークの拡大を図っていきたいと考えています。

現在、M&A 及び資本提携の対象として想定している案件を分類すると、以下のようになります。

(i) 電子書籍配信会社

当社の電子書籍流通量拡大、および配信ターゲット多様化のため、国内外問わず検討しています。電子書店等の電子書籍配信会社においては安定収益をあげている企業も多く、M&A 等による短期的収益拡大が見込めるため、事業規模が大きな企業も対象に含め、10 億円を超える規模の投資も含め、5~10 社程度の案件検討を想定しております。

(ii) 電子書籍関連ソリューションの提供会社

当社の電子書籍配信プラットフォーム展開におけるソリューション（配信システム、ストアシステム、ビューア等）強化のため、国内企業を中心に検討しています。当社の組織力や技術力強化のためであり、M&A 等による短期的収益拡大は見込みにくい

め、5億円未満の規模の投資で、3～5社程度の案件検討を想定しております。

今回の投資資金については、自己資本の一部と今回の新株予約権発行と新株予約権行使による調達額を合わせた1,500百万円の合計最大30億円程度の範囲内で対応する予定です。

上記対応案件における優先順位としては(i)の電子書籍配信会社における規模の大きな案件に取り組む予定ですが、買収金額が膨らみ今回の調達金額を超えるような場合には、自己資金の充当と合わせた最大30億円までの対応を想定しておりますが、さらに資金が必要な場合は、銀行借入れからの調達による対応も検討していきます。

また、並行して検討する(i)の小規模案件や、(ii)の電子書籍関連ソリューション提供会社の案件が先行した場合、複数案件を合計した金額規模に応じて、調達資金もしくは自己資金による対応、また一部出資による資本提携により対応していく予定です。

現時点において、具体的なM&Aや資本提携として合意に至っている案件はありませんが、魅力的な企業に対するM&A等が実現した際には、収益力および企業基盤の強化につながるものと考えております。

M&Aの実施に際しては、魅力的な企業であるほど独占的な交渉を進められるケースは極めて少ないと思われるため、そのような希少な案件に対し、競合他社との条件提示による競争をしていく上では、案件に対する迅速な決断と、それを実行しうる十分な資金的背景が必須になります。その場合、具体的な交渉が開始されてから資金調達を開始したのでは、競争劣位に陥る可能性が高いと思われ、迅速なM&A等を実現させるためにも、今回の資金調達を決定しました。

なお、具体的なM&A等が成立・確定した場合には、速やかに公表させていただきます。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が株式会社FIBC（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額固定型新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約を締結いたします。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社では、M&Aや資本提携による事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、後記「(3)本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- (i) 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対

する直接的な影響が大きいこと。また、株主割当による新株発行は、株式価値の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。

- (ii) 新株予約権による資金調達は、新株式発行による方法と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主への影響が緩和されること。
- (iii) 金融機関からの借入の場合、金利及び手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されるが、新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。
- (iv) 本新株予約権は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されることから、発行後の株価動向によって想定外の希薄化が進行するおそれがなく、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっていること。
- (v) 本新株予約権に当社のコール・オプション(割当後当社取締役会の決議に基づき、15取引日前の事前通知により新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件)を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。
- (vi) 本新株予約権は、一定の条件(5連続取引日(終値のない日を除く。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合)を満たした場合には、当社が本新株予約権者に対して行使を請求することができるとともに、割当予定先からは同請求があった場合には速やかに対応する旨の表明を口頭にて受けており、一定程度資金調達の確実性が担保されていること。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は1,059,000株となり、発行済株式の総数である9,938,800株を分母とする希薄化率は10.66%となる見込みです。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき100株、合計1,059,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数に変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

【長所】

- (i) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、本新株予約権の発行要項第10項に基づく行使価額の調整が行われない限り、1,059,000株で一定であり、希薄化率は、発行

済株式数を分母とした場合、最大でも 10.66%までに制限される。

- (ii) 株価が上昇し、本新株予約権よりも有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。割当予定先からは、同コール・オプションの行使から発動までの間においては本新株予約権の行使を停止する旨の表明を口頭にて受けている。
- (iii) 株価が行使価格を下回っている状況において、本新株予約権が行使される可能性が著しく低い場合においては、当社はコール・オプションを行使し、本新株予約権を取得し、希薄化を抑制することができる。(ただし、M&A案件が具体化し資金需要が生じている場合においては、本新株予約権が行使される可能性を考慮し、コール・オプションは行使しない。)
- (iv) M&A案件が具体化し資金需要が発生している場合、株価が行使価格を下回っている状況であっても、割当予定先からは、可能な限り本新株予約権の行使請求することを検討する旨の表明を口頭にて受けている。
- (v) 割当予定先は、行使によって取得した株式の保有に関する基本方針として、長期間保有する意思を有しているため、権利行使により取得された株式は、市場で売却されにくく、市場株価の下落を招く可能性が低い。
- (vi) 一定の条件(5連続取引日(終値のない日を除く。))の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合)を満たした場合には、当社の行使指示により本新株予約権者に対して行使請求すること促すことができるとともに、割当予定先からは、同行使指示があった場合には速やかに対応する旨の表明を口頭にて受けているため、一定程度資金調達の確実性が担保されている。

【短所】

- (i) 株価の下落により、本新株予約権の行使が権利行使期間内に行われない場合、資金調達額が減少する。(ただし、割当予定先である株式会社FIBCからは、その場合においても、その時点での当社の状況や資金の必要性に応じて、本新株予約権の行使することに努める旨の表明を口頭にて受けております。)

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・本新株予約権にかかる調達資金	1,504,870,770 円
本新株予約権の払込金額の総額	34,978,0770 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,469,892,000 円
・発行諸費用概算額	4,100,000 円
・差引手取概算額	1,500,770,770 円

- (注) 1. 本新株予約権発行に係る発行諸費用は、割当予定先に対する調査費用(株式会社J P リサーチ&コンサルティング)として600,000円、価格算定費用1,500,000円(株式会社赤坂国際会計)、その他弁護士費用、書類作成費用及び登記費用等で2,000,000円を予定しております。
2. 発行諸費用概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額34,978,770円に、すべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額1,469,892,000円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【本新株予約権により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
電子書籍事業分野(電子書籍配信会社)のM&A及び資本提携関連費	1,500	平成28年9月～ 平成30年8月
電子書籍事業分野(電子書籍関連ソリューションの提供会社)のM&A及び資本提携関連費		

(注)

1. 手取金の具体的な使途

電子書籍事業分野での高い技術力や優秀な人材、優れたノウハウ、ソリューションを持った会社や、当社の流通量拡大につながる電子書籍流通会社などに対し積極的なM&Aや資本提携を行い、組織力や取引ネットワークの強化を図っていきたくと考えています。

現在、M&Aの及び資本提携の対象として想定している案件を分類すると、以下のようになります。

(i) 電子書籍配信会社

当社の電子書籍流通量拡大、および配信ターゲット多様化のため、国内外問わず検討しています。電子書店等の電子書籍配信会社においては安定収益をあげている企業も多く、M&A等による短期的収益拡大が見込めるため、事業規模が大きな企業も対象となる10億円を超える規模の投資も含め、5～10社程度の案件検討を想定しております。

(ii) 電子書籍関連ソリューションの提供会社

当社の電子書籍配信プラットフォーム展開におけるソリューション(配信システム、ストアシステム、ビューア等)強化のため、国内企業を中心に検討しています。当社の組織力や技術力強化のためであり、M&A等による短期的収益拡大は見込みにくい

め、5億円未満の規模の投資で、3～5社程度の案件検討を想定しております。

今回の投資資金については、自己資本の一部と今回の新株予約権発行と新株予約権行使による調達額を合わせた1,500百万円の合計最大30億円程度の範囲内で対応する予定です。

上記対応案件における優先順位としては(i)の電子書籍配信会社における規模の大きな案件に取り組む予定であります。買収金額が膨らみ今回の調達金額を超えるような場合には、自己資金の充当と合わせた最大30億円までの対応を想定しておりますが、さらに資金が必要な場合は、銀行借入れからの調達による対応も検討していきます。

また、並行して検討する(i)の小規模案件や、(ii)の電子書籍関連ソリューション提供会社の案件が先行した場合、複数案件を合計した金額規模に応じて、調達資金もしくは自己資金による対応、また一部出資による資本提携により対応していく予定です。

2. 当社は、本新株予約権行使前に計画したM&A等が全て不調に終わり、かつ、その他の合理的資金使途がない場合には、本新株予約権の行使の見送り及び買い取りを本新株予約権者に要請します。また、割当予定先からは、当社からの資金調達要請に合わせて行使していく表明を口頭にて受けており、当社による希薄化のコントロールができるものと考えております。

また、本新株予約権の行使後にM&A等の実施が滞った場合には、調達した資金を、M&A等で対応する予定であった(i)電子書籍流通量拡大のための新規事業開発(新規電子書店のサービス立ち上げ等)、(ii)システム開発力の強化やソリューション(配信システム、ストアシステム、ビューア等)開発のための人材投資に活用する予定です。また、株価の下落によって本新株予約権の行使による調達額が減少した場合には、今回のM&A、資本提携による戦略について、実行タイミングや、個別案件への出資比率、資金調達方法等について再検討を行います。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、「4. 調達する資金の額 (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)」に記載のとおり1,500,770,770円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。変更された場合は、適宜開示いたします。
4. 本新株予約権の払込金額の総額および本新株予約権が行使された場合の調達資金につきましては、実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当する予定です。

今回調達した資金を当社の基幹業務の強化と関連事業の拡大に寄与するM&A又は資本提

携案件に投資すること若しくは流通量拡大のための新規事業開発（新規電子書店のサービス立ち上げ等）や、システム開発力の強化やソリューション（配信システム、ストアシステム、ビューア等）開発のための人材に投資することは、当社の一層の事業拡大、収益向上及び事業基盤の強化を図ることが可能となると見込んでおり、当該資金使途は、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に対し、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼しました。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日現在の市場環境、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1388円）、当社株式のボラティリティ（44.4%）、配当利回り（0.1%）、無リスク利率（▲0.2%）、当社が新株予約権の行使を請求するため、株価が行使価額を超過し行使指示が可能な場合には行使指示を実施すること、割当予定先は行使指示を受けた場合には直ちに権利行使を実施し、権利行使によって取得した株式は長期保有すること、等）を置き算定を実施しています。

具体的には、①株価が行使価額を上回っている場合にはただちに当社による行使指示が行われ、割当予定先による権利行使が行われることが想定される一方で、②株価が行使価額を下回っている場合には当社による行使指示は行われず、割当予定先による権利行使も行われないことが想定されています。なお、本算定上、当社によるコール・オプションの発動は考慮しておりません。

当社は、評価モデル上で前提とした各当事者の行動の選択は、実際の各当事者の行動の選択とは同一とならない可能性があるものの、割当予定先が当社の行使指示に従って権利行使を行うという前提や、権利行使によって取得する当社株式を長期保有するという前提は、割当予定先が表明する行使及び保有方針と整合するものであり、その他算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であるものと判断し、当該算定機関の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価格を当該算定機関の算定結果と同額に決定しました。

また、行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日（平成28年4月7日）前日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値1,388円に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、取締役会における本件に関する議案に関しまして、代表取締役社長藤田恭嗣は、特別の利害関係を有すると判断されるため、当該決議には参加しておりません。

また、本新株予約権1個あたりの払込金額につきましては、本日開催の取締役会にて監査役全員（監査役4名、うち社外監査役2名）の作成に係る監査役会名義で、特に有利発行に該当しな

い旨の意見を書面による表明を受けております。

当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、③当該評価額と払込金額がほぼ同額であること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成 28 年 4 月 7 日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は 99,388 個で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は 10,590 個（発行予定株式数は 1,059,000 株）であり、希薄化率は最大 10.66%となります。

結果として当社株式の 1 株当たりの株式価値が希薄化することとなりますが、当社の基幹業務の強化と関連事業の拡大に向けた前向きな投資を行うことは、今後の業績の拡大と企業価値の向上を実現するために不可欠なものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達によって長期的な株主価値は向上すると判断しております。

なお、本新株予約権の発行要項第 13 項(1)に記載のとおり、本新株予約権には当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されております。株価が発行決議時と比較して著しく上昇した場合は、本コール・オプションを行使して本新株予約権を取得した上、当社にとってより有利な条件による資金調達を行う予定であります。また、株価が行使価格を下回っている状況においても、本新株予約権が行使される可能性はありますが、株価が行使価格を大きく下回り、行使の可能性が著しく低い場合においては、本コール・オプションを行使し、本新株予約権を取得することを検討していきます。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社 F I B C
(2) 所 在 地	東京都千代田区一ツ橋 1 丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 恭嗣
(4) 事 業 内 容	株式・不動産投資業
(5) 資 本 金	9,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 12 月 19 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 360 株
(8) 決 算 期	7 月 31 日
(9) 従 業 員 数	0 名
(10) 主 要 取 引 先	-
(11) 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行

(12)	大株主及び持株比率	藤田 恭嗣 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	株式会社F I B Cの代表取締役藤田恭嗣は、当社普通株式 3,381,000 株（本新株予約権発行前の保有割合 34.02%、議決権比率 34.02%）保有しており、また、筆頭株主でもあります。		
	人的関係	当社代表取締役社長である藤田 恭嗣が株式会社F I B Cの代表取締役を兼務しております。		
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 26 年 7 月期	平成 27 年 7 月期	平成 年 月期
	純 資 産	6,788,145 円	△40,092,998 円	
	総 資 産	319,897,233 円	609,623,349 円	
	1 株 当 たり 純 資 産	18,855.96 円	△111,369.44 円	
	売 上 高	0 円	0 円	
	営 業 利 益	△16,258,272 円	△59,592,403 円	
	経 常 利 益	△15,987,307 円	△59,828,644 円	
	当 期 純 利 益	△11,211,855 円	△46,881,143 円	
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	△31,144.04 円	△130,225.40 円	
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0 円	0 円	

※1. 株式会社F I B Cは当社代表取締役社長 藤田恭嗣の資産管理会社であります。

2. 株式会社F I B C及びその唯一の役職員である藤田恭嗣氏は、反社会的勢力に該当しない旨の確約書を当社に提出していること、また、当社においても株式会社J Pリサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野 啓介）から、今回の割当予定先である株式会社F I B C及びその唯一の株主、役員である藤田恭嗣氏が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権の割当予定先として当社代表取締役社長藤田恭嗣氏の資産管理会社である株式会社F I B Cに選定した理由は以下の通りです。

今回の資金調達は、上述の「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、資金使途とする電

子書籍事業分野のM&A及び資本提携の具体的な時期が不明確であるため調達額全てを新株式発行により実施した場合、資金使途実行の不確実性にもかかわらず希薄化を即時に引き起こすこととなりますが、本新株予約権は、当社取締役会の決議によって、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、資金使途実行が消滅した場合には希薄化を抑制することができます。一方で、本件新株予約権は、株価が行使価格を上回る等の一定の条件を満たしている場合には、当社から本新株予約権者に対して行使指示をし、本新株予約権の行使請求を促すことができるとともに、割当予定先からは、同行使指示があった場合には速やかに対応する旨の表明を口頭にて受けており、資金使途実行が確実となった際には一定程度資金調達の実効性を担保できる仕組みであると考えております。

このような、柔軟かつ機動的に資金調達が可能になる行使条件のついた新株予約権について、代表取締役社長藤田恭嗣氏から引受の申し出があり、また、本新株予約権の行使において、株価が行使価格を下回っている状況においても、その時点での当社の状況や資金の必要性に応じて、本新株予約権の行使することに努める旨の表明も口頭にて受けていることから、これまで以上に当社の今後の経営と業績向上に深くコミットされることで、株主の皆様にとっても有利になるものと判断しました。

また、割当予定先を藤田恭嗣個人ではなく同氏の資産管理会社である株式会社F I B Cとした理由は、藤田恭嗣氏からの要請によるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要となります。

割当予定先の本新株予約権の行使方針については、当社の状況や資金の必要性に応じて行使することに努める旨の表明も口頭で受けており、また行使によって取得する当社株式については原則として長期間保有する意思を表明しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の払込みに要する資金について、当社は、本新株予約権の割当予定先である株式会社F I B Cにおいて十分な資金がある旨を預金通帳の写しおよび残高証明を受領し確認しており、払い込みにおいては十分な確実性があるものと判断しております。また、本新株予約権の行使に要する資金については、藤田恭嗣氏が金融機関からの融資にて調達し、その資金を株式会社F I B Cに貸し付ける予定です。ただし、当社のM&A等の状況によっては本新株予約権を行使しないことも想定されるため、現時点においては金融機関が行使資金相当額を融資するための担保提供等の条件に対応し、今後のタイムリーな借入れ及び行使に備える旨の説明を藤田恭嗣氏から受けております。藤田恭嗣氏は当社の筆頭株主であり、同融資のために必要な担保資産として当社株式3,721,228,000円相当(取締役会前日の終値1,388円換算。ただし保有当社株式数は既に担保提供している株式を除いた2,681,000株として算定。)を保有していることや、金融機関へのヒアリング結果から、本新株予約権を行使する際の行使資金の融資、および行使は

十分に確実性があるものと当社として判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年2月29日現在）		募集後	
藤田 恭嗣	34.02%	藤田 恭嗣	30.74%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.99%	株式会社FIBC	9.63%
大和田 和恵	4.50%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.75%	大和田 和恵	4.07%
株式会社小学館	2.22%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.74%
株式会社講談社	2.01%	株式会社小学館	2.01%
鈴木 克征	1.26%	株式会社講談社	1.82%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1.15%	鈴木 克征	1.15%
溝口 敦	1.05%	野村信託銀行株式会社（投信口）	1.05%
第一生命保険株式会社	1.01%	溝口 敦	0.95%

(注) 1. 募集前の持株比率は平成28年2月29日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 本新株予約権は、行使されるまで潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持ち株比率の状況が変動いたします。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行による平成29年2月期決算業績及び個別業績に与える影響は、軽微であります。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 割当議決権数（加算議決権数を含む）を当社の総株主の議決権数から加算議決権数を控除した数で除した割合が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が

見込まれるものではないこと) ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

(単位：千円)

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高	4,086,007	5,544,876	8,074,664
営業利益	38,108	252,317	413,013
経常利益	31,571	228,309	413,318
当期純利益	4,488	176,411	239,992
1株当たり当期純利益(円)	0.61	22.24	25.49
1株当たり配当金(円)	—	—	2.00
1株当たり純資産(円)	44.86	161.14	191.62

(注) 平成 26 年 3 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割、平成 26 年 12 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っておりますが、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産は分割調整後の数値を示しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 28 年 2 月 29 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	9,938,800 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	613,800 株	6.18%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始 値	—円	2,942.50 円	2,795 円
高 値	—円	4,712.50 円	3,565 円
安 値	—円	2,027.50 円	1,865 円
終 値	—円	2,895 円	1,994 円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成 25 年 11 月 20 日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 平成 26 年 3 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割、平成 26 年 12 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っておりますが、各株価は分割調整後の株価を示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
始 値	1,374円	1,250円	1,531円	1,462円	1,405円	1,210円
高 値	1,385円	1,570円	1,549円	1,520円	1,483円	1,328円
安 値	1,105円	1,238円	1,340円	1,170円	1,002円	850円
終 値	1,235円	1,543円	1,448円	1,410円	1,209円	1,280円

(注) 9 月 1 日から 2 月 22 日までの各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2 月 23 日以降株式会社東京証券取引所第一部におけるものであります。

③ 発行決議日前日における株価

	平成 28 年 4 月 6 日
始 値	1,350 円
高 値	1,400 円
安 値	1,324 円
終 値	1,388 円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所第一部におけるものであります。

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成 25 年 11 月 25 日
調 達 資 金 の 額	808,720,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき金 3,300 円
募集時における発行済株式数	1,960,000 株
当該募集による発行株式数	270,000 株
募集後における発行済株式総数	2,230,000 株
発行時における当初の資金用途	電子書籍の電子ファイル制作、サーバ設備、ソフトウェア、広告宣伝費等運転資金
発行時における支出予定時期	平成 26 年 3 月～平成 28 年 2 月
現時点における充当状況	電子ファイル制作に 159 百万円、サーバ設備に 172 百万円、ソフトウェアに 202 百万円、広告宣伝費等運転資金に 275 百万円を充当しました。

11. 発行要項

別紙のとおり。

株式会社メディアドゥ
第 15 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メディアドゥ第 15 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 34,978,770 円
3. 申込期日 平成 28 年 4 月 25 日
4. 割当日及び払込期日 平成 28 年 4 月 25 日
5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、本新株予約権を、株式会社 FIBC に 10,590 個（1,059,000 株分）割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 1,059,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 10,590 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 3,303 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、金 1,388 円とする。ただし、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の

有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行もしくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成 28 年 4 月 26 日から平成 31 年 4 月 25 日までとする。ただし、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の 15 取引日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第 273 条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の 15 取引日前までに通知したうえで、本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社は、本新株予約権の発行後、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、本新株予約権者に対し、本新株予約権の全部又は一部の行使を請求（以下「行使指示」という。）することができる。
 - (4) 本新株予約権者は、当社から、前号に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案した上で、速やかに行使指示のなされた本新株予約権につき、行使請求をするよう努める。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
株式会社メディアドゥ 人事総務部
19. 払込取扱場所
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 新宿新都心支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第16項に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第12項及び第13項に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。